

令和5年度 発注者支援業務等に関する説明会に関する質問・回答

NO.	質 問	回 答
1	<p>業務の入札契約手続きに関する資料作成の関係の確認</p> <p>”「調査設計資料作成業務」には、『「業務発注手続きに関する資料作成」の内容』が含まれる。”と記載されています。確認したいのは、技術審査業務において、工事発注資料（入札公告(案)、入札説明書（案）等）の作成のみとなっていますが、調査設計資料作成業務において、Wチェックとして工事発注資料（入札公告(案)、入札説明書（案）等）の公示資料等の整合性チェックは含まれるでしょうか</p>	<p>調査設計資料作成業務では、業務の入札契約手続きに関する資料作成を行う内容となりますので、ご質問の工事発注資料（入札公告（案）、入札説明書（案）等）の公示資料等の整合性チェックは含まれません。</p> <p>ご質問の「調査設計資料作成業務」では、特記仕様書に業務内容を記載しています。業務内容には、</p> <ol style="list-style-type: none">2. 工事発注計画に必要な所定の図面、数量等に関する資料作成7. 業務の入札契約手続きに関する補助業務 <p>としています。</p> <p>詳細については「https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000845833.pdf」右下頁の27－28頁をご確認ください。</p> <p>なお、「技術審査業務」においては、工事の入札契約手続きに関する資料作成を行うものと区分しています。</p>
2	<p>資料作成業務のASP試行の実施の確認</p> <p>今回の説明資料に記載がないための確認させていただきます</p> <p>令和4年8月より調査設計資料作成業務において、一部の業務においては、ASPの試行業務を実施していますが、令和5年においても試行の継続でしょうか</p>	<p>業務における情報共有システム（ASP）の活用は、受発注者双方の業務環境の改善により建設生産システムの生産性向上が期待できることから、令和5年度につきましても引き続き積極的な活用を図っていくことにしています。</p>